

## 第 5 編

そ の 他

## 1 税務重点事務

### 平成11年度 税務重点事務項目

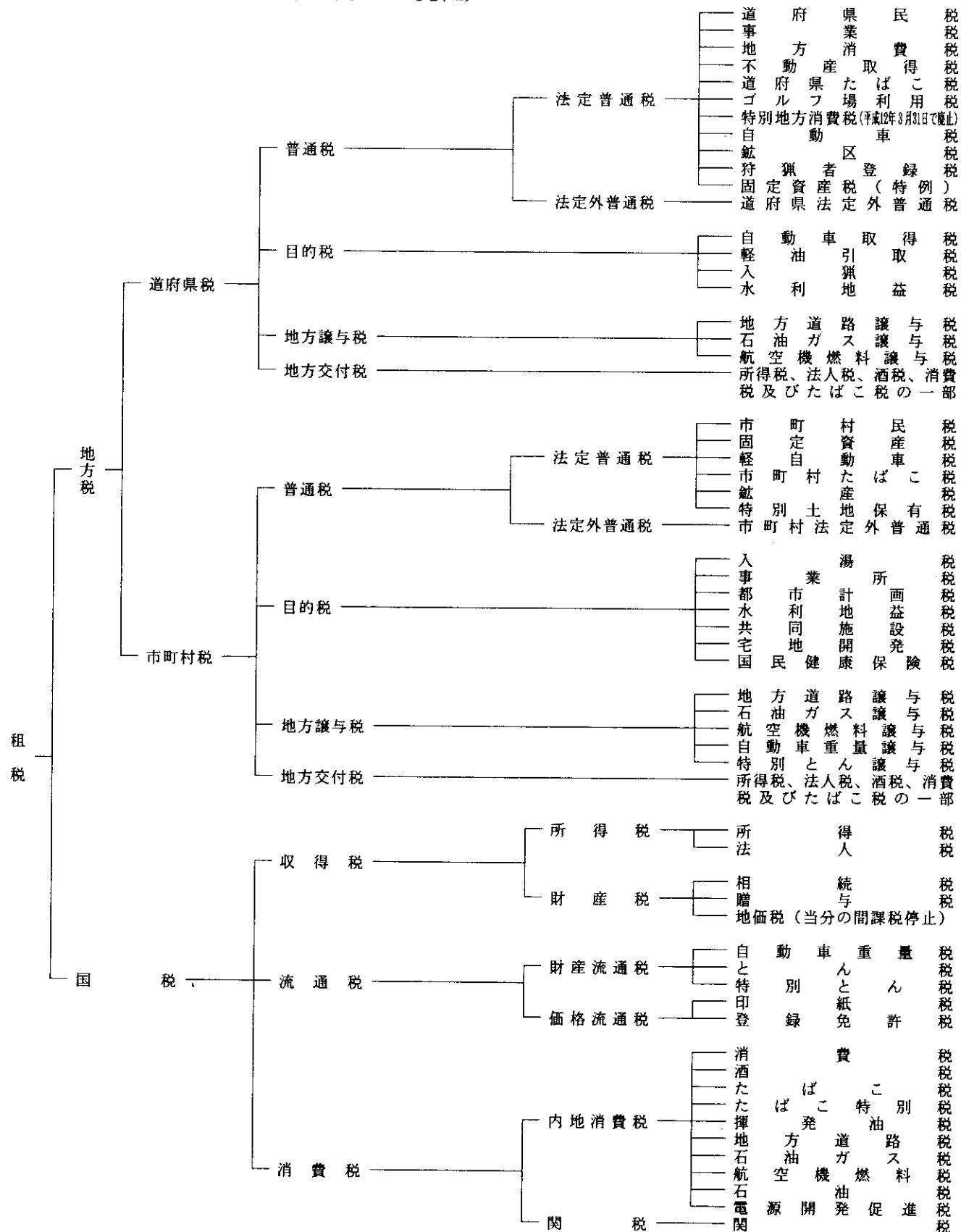
- 1 法人二税の事務所・事業所の捕そく
- 2 法人県民税の利子割額の控除・還付に係る都道府県間精算額の適正化
- 3 不動産取得税の中間登記省略分等の捕そく
- 4 軽油引取税の適正な課税標準量及び混和軽油の捕そく
- 5 個人県民税の納付率の向上等
- 6 高額滞納の整理促進
- 7 自動車税等の納付率の向上
- 8 特別地方消費税の申告指導の徹底及び早期収入化
- 9 税収動向の把握

#### 税務職員執務心得

親	切
公	平
創	意
規	律

## 2 税 制

### (1) 租税体系 (平成11年4月1日現在)



(2) 県税の概要(その1)

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	徴収方法	納期	摘要
個人	均等割 (1) 県内に住所を有する個人 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの(非課税の範囲) ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 損害者、未成年者、老年者、妻婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下のもの(均等割の非課税) ① 均等割のみが課税される者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下のもの	均等割の税率 所得割(分離課税による所得割を除く。) (1)の者の前年の総所得金額 分離課税に係る所得割 その年の退職所得の金額 前年の土地、建物等の譲渡所得の金額	1,000円 所得割の税率 700万円以下の所得金額 700万円超の所得金額 備考 分離課税に係る退職所得について は、特例が設けられている。	1月1日	普通徴収 特別徴収 (市町村において 市町村民税と併せて賦課徴収する。)	各市町村の 市町村民税の納期 (5分5乗方式)	課税山林所得 金額が700万円を超える場合は、その金額の5分の1の金額に、税率を乗じて得た金額を5倍して税額を算出する。(5分5乗方式)
県民税	生活保護法の級地区分が1級地の市の場合で、控除対象配偶者又は扶養親族を有するとき……35万円×(控除対象配偶者+扶養親族の数+1)+18万円 ② 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫が住所を有する市町村に住所を有するもの (所得割の非課税) 所得の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に31万円を加算した金額)以下である者	1 税額控除 2 配当控除 3 外国税額控除 4 特定機械設備等を取得した場合の特別控除 5 住宅借入金等特別控除	所得 一定範囲 外国所得税額の一定範囲 一定範囲 " " "	1 税額控除 左に同じ 左に同じ なし なし なし	1 諸控除(所得税と住民税との対比)	1 諸控除(所得税と住民税との対比)	1 諸控除(所得税と住民税との対比)

## (その2)

税目	納稅区分	義務者分	課税標準	税率	率等	徴収方法	納期	摘要
2 専従者控除及び所得控除	区	1 (1) 支払給付額(事業又は事業者のうちの事業にかかる配偶者の金額を事業の金額で算出し事業の金額を事業の金額で算出する場合) (2) 支払金額(支払金額の一定範囲(限度額200万円)を支払った社会保険料の絶縁等出金の総額)	所 得	1 (1) 左に同じ (2) 左に同じ	県 民	民 稅	市町村民税	左に同じ
1 専従者控除(1) 青色白金	1 (1) 支払給付額(事業又は事業者のうちの事業にかかる配偶者の金額を事業の金額で算出し事業の金額を事業の金額で算出する場合) (2) 支払金額(支払金額の一定範囲(限度額200万円)を支払った社会保険料の絶縁等出金の総額)	1 (1) 支払給付額(事業又は事業者のうちの事業にかかる配偶者の金額を事業の金額で算出し事業の金額を事業の金額で算出する場合) (2) 支払金額(支払金額の一定範囲(限度額200万円)を支払った社会保険料の絶縁等出金の総額)	2 (1) 生命保険料の場合 (限度額50,000円) (2) 個人年金保険料の場合 (限度額50,000円)	2 (1) 左に同じ (2) 左に同じ	県 民	民 稅	市町村民税	左に同じ
2 所得控除 (1) 雜捐控除 (2) 医療費控除 (3) 社会保険料控除 (4) 小規模企業共済等掛金控除 (5) 生命保険料控除 (6) 損害保険料控除 (7) 寄附金控除 (8) 障害者控除 (9) 老年者控除 (10) 婦婦(寡夫)控除 (11) 勤労学生控除 (12) 配偶者控除 (13) 配偶者特別控除 (14) 扶養控除 (15) 基礎控除	2 (1) 災害定範医療費の一定範囲(限度額200万円) (2) 支払った小規模企業共済等掛金控除 (3) 支払った社会保険料の絶縁等出金の総額 (4) 支払った生命保険料の場合 (限度額50,000円) (5) ア 生命保険料の場合 (限度額35,000円) (6) 支払損害保険料の一定範囲(限度額15,000円) (7) 支出金額の一定範囲 (8) 障害者1人につき27万円(特別障害者40万円) (9) 50万円(一定の裏帳35万円) (10) 27万円(老人工賃金控除対象配偶者48万円) (11) 同居配偶者83万円(特別居宅費38万円) (12) 同居配偶者83万円(扶養親族の直系尊属で同居する者) (13) 最高33万円(扶養親族の所得に応じて、最高控除額が扶養親族(イ～コを除く。)16歳以上23歳未満の扶養親族63万円) (14) ア 扶養親族(エ、キ及びクウ)を除く扶養親族のうち扶養親族の直系尊属で同居する者(扶養親族の配偶者と夫を除く) (15) 特別障害者で同居を常況とした上25歳未満の扶養親族98万円(障害者を常況で同居する者) (16) 特別障害者で同居を常況とした上25歳未満の扶養親族93万円(障害者を常況で同居する者) (17) 特別障害者で同居を常況とした上25歳未満の扶養親族93万円(障害者を常況で同居する者)	1 (1) 左に同じ (2) 左に同じ (3) 25%とのいすれか低い方の金額-10万円 (4) 同30万円 (5) 同30万円 (6) 同30万円 (7) 同30万円 (8) 同30万円 (9) 同30万円 (10) 同30万円 (11) 同30万円 (12) 同30万円 (13) 同33万円 (14) ア 扶養親族(エ、キ及びクウ)を除く扶養親族のうち扶養親族の直系尊属で同居する者(扶養親族の配偶者と夫を除く) (15) 特別障害者で同居を常況とした上25歳未満の扶養親族98万円(障害者を常況で同居する者) (16) 特別障害者で同居を常況とした上25歳未満の扶養親族93万円(障害者を常況で同居する者) (17) 特別障害者で同居を常況とした上25歳未満の扶養親族93万円(障害者を常況で同居する者)	1 (1) 左に同じ (2) 左に同じ (3) 25%とのいすれか低い方の金額-10万円 (4) 同30万円 (5) 同30万円 (6) 同30万円 (7) 同30万円 (8) 同30万円 (9) 同30万円 (10) 同30万円 (11) 同30万円 (12) 同30万円 (13) 同33万円 (14) ア 扶養親族(エ、キ及びクウ)を除く扶養親族のうち扶養親族の直系尊属で同居する者(扶養親族の配偶者と夫を除く) (15) 特別障害者で同居を常況とした上25歳未満の扶養親族98万円(障害者を常況で同居する者) (16) 特別障害者で同居を常況とした上25歳未満の扶養親族93万円(障害者を常況で同居する者) (17) 特別障害者で同居を常況とした上25歳未満の扶養親族93万円(障害者を常況で同居する者)	県 民	民 稅	市町村民税	左に同じ	

(二〇三)

(204)

税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準	税 率	率 等	徴 収 方 法	納 期	摘 要
事 業 税	○都道府県の小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の合計額(以下「総額」という。)	○都道府県の譲渡割合	25% (消費税の税率に換算すると 1%)		○告白費併用申付、消して署名(相当月)に納付	間 2 月(個人の3月)業合未貨課する時	○都道府県を行なうもの内に、の対象を支払った後市町村に分ける。
地 方 消 費 税	○都道府県の譲渡割合	○都道府県の譲渡割合	25% (消費税額)		○告白費併用申付、消して署名(相当月)に納付	間 2 月(個人の3月)業合未貨課する時	○都道府県を行なうもの内に、の対象を支払った後市町村に分ける。
	○都道府県の譲渡割合	○都道府県の譲渡割合	25% (消費税額)		○告白費併用申付、消して署名(相当月)に納付	間 2 月(個人の3月)業合未貨課する時	○都道府県を行なうもの内に、の対象を支払った後市町村に分ける。

(その5)

- 100 -

## (その6)

税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準	税 率	率 等	徵収方法	納 期	摘要
不動産取得税	県たばこ製造者（日本たばこ産業者（輸入業者）、特定販売業者（日本たばこ産業株式会社））、専売販売業者	小売業者への売渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき 日3級品の紙巻たばこ1,000本につき	868円 413円	申告納付 (特別の普通徴収)	毎翌月未		
県たばこ税	施設の利用者	定額課税 ゴルフ場1人1日につき ※ハーフプレーに対する特例税率 ①1日に利用できるホール数が9以内で、かつ、 ②その場合の利用料金が通常の利用料金の5割以下 の通常の税率の2分の1の特例税率は、ハーフプレーに対する特例税率 （ただし、4級の税率が適用されるゴルフ場除く。）。	1級 1,200円 (600円) 2〃 1,000円 (500円) 3〃 800円 (400円) 4〃 400円 (参考)	特別徴収 /	毎翌月15日	標準税率 (ゴルフ場所在市町村に對し、相 当する額を 3箇回の納期限 ○平成12年3月 31日で廃止	標準税率 (ゴルフ場所在市 町村に對し、相 当する額を 3箇回の納期限 ○平成12年3月 31日で廃止
ゴルフ場利用税	料理店、カフェー、バー、旅館等において遊興、飲食、宿泊その他他の利用行為をした者	利用行為の利用料金 ○免稅点 (1) 宿泊及びこれに伴う飲食等 (2) 料理店、飲食店、旅館等における飲食、休憩等	1人1泊 15,000円 1人1回 7,500円	3 % 特別徴収又は申告納付	毎翌月未日 に事務所に 提出する 旨の申告 書に記載 された 月に限 り、1回の 納期限 ○平成12年3月 31日で廃止	標準税率 (旅館等所に對し、相 当する額を 3箇回の納期限 ○平成12年3月 31日で廃止	標準税率 (旅館等所に對し、相 当する額を 3箇回の納期限 ○平成12年3月 31日で廃止
		特別地方消費税					



(862)

税目	納税義務者	課税標準	税率	税額	納期	摘要
		区分	分	税率	營業用	自家用
一般乗用車	乗車定員	30人以下	12,000円	12,000円	乗用車の税率	
バス	30人超	40 "	14,500	—	9,000円	11,500円
	40 "	50 "	17,500	—	18,500	25,500
	50 "	60 "	20,000	—	10,200~	13,200~
	60 "	70 "	22,500	—	12,800	16,000
	70 "	80 "	25,500	—		
	80 "	29,000	—			
その他	乗車定員	30人以下	26,500	33,000		
ス	30人超	40 "	32,000	41,000		
	40 "	50 "	38,000	49,000		
	50 "	60 "	44,000	57,000		
	60 "	70 "	50,500	65,500		
	70 "	80 "	57,000	74,000		
	80 "	64,000	83,000			
三輪自走車	小型車	けん引車	3,900	5,300		
	そ	の	4,500	6,000		
	電	きゆう車	6,500	8,000		
	タ	ク	車	最大積載量に応じ		
特種用車	冷蔵コンクリート・液体バ	ミキサーカー車	トラック	トラックの税率		
	酸素ガス	輸送車	けん引車	普通(登録番号標の車種別番号が1、10から19及び100から199までのもの)	32,000	
	メソントラ	運搬車	その他	トランク		
	水	等	4,500	6,000		
	工起変架排	機器修理車	自動車	小型(登録番号標の車種別番号が4、6、10から49、60から69、400から499及び600から699までのもの)	7,500	
キ	ヤンピング	グ	けん引車			
	車	車	車			
	自動車	車	車			
	被けん引車	その他の車	車			
	普通自動車	小型自動車	車			
	小型自動車	普通自動車	車			
	その他	普通自動車	車			

(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車 証紙徵收

4月1日

普通（登録番号標の車種別  
番号が3・30から39及び  
~30日

乗用車	300から399までのもの)	燃費係数が44.5リットルを超えるもの	22,000
-----	----------------	---------------------	--------

用 小型(登録番号標の車種別

車番号が5、7、50から59、70から79、500から599及 7000から7,500

799までのもの)

普通 (登録番号標の車種別)

番号が1、10から99まで  
100から99までのもの)

ラ  
...  
小型(登録番号標の車種別)

番号が4、6、40から49、60か  
7,500

569、400か、5499及び600か  
6699までのもの)

特種用途車（登録番号標の車種別番号が8、80から89及び

8000から899までのもの）については、それぞれの構造又は用

(3) 医療用自動車に対する税率の特例

乗用車のうち総排気量が2リットルを  
超える車に課税される。

超えるもの 一般の税率の 6 分の 5

一般の税率の6分の4  
アに属するもの以外

(二〇九)

(七〇一〇)

### (3) 県税の附帯金の概要

区分	適用税目	計 算 方 法 等	端 数 处 理
延滞金	全 税 目	<p>年14.6% なお、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%(差押え又は担保の提供があり、滞納税金に全額を支払った場合の2分の1に相当する金額に限る。)の割合について、当分の間、各年の前年の11月末日の対応する延滞金(年7.3%の割合の部分に限る。)の割合については、その年内においては、当該公定歩合に満たない場合は、年4%を加算した割合とする。</p> <p>*上記の措置は、平成12年1月1日以後の期間に係る延滞金等について適用する。</p> <p>法附則第3条の2の2次にようり算出する。</p> $\text{年 } 7.3\% + \left[ \frac{\text{本來の納期限の日ににおける公定歩合} - 5.5}{0.25} \right] \times 0.73\%$	確定金額について、100円未満の端数があるときは全額が1,000円未満であるときは切り捨てる。
過少申算 追加	民子税 県法人事業税 県たばこ税 ゴルフ場税 特別地方税 特別消費税 自動車税 自取税 軽油引取税	期限内に申告をした後によつて増加した税額の10% なお、更に5%の割合を乗じた金額を加算した金額は、ただし、法第72条の46第1項ただし書に該当する場合は徴収しない。	
不申算 不加		次に該当することにより納付すべきこととなつた税額の15% (1)期限後申告 (2)不申告による決定 (3)期限後申告による修正申告・更正 (4)不申告による決定後の修正申告	
重加算		<p>1 少申告加算金の計算の基礎となつた税額が懲ペイ又は仮装したものであるとき 2 増加税額の35% (この場合の計算の基礎となる少申告加算金は徴収しない。)</p> <p>1 少申告加算金の計算の基礎となる少申告加算金が懲ペイ又は仮装したものであるとき 2 増加税額の40% (この場合は不申告加算金は徴収しない。)</p>	1 少申告加算金の計算の基礎となる少申告加算金は徴収しない。 2 増加税額の40% (この場合は不申告加算金は徴収しない。) ただし、修正申告による更正又は決定が調査によってなされたものでなかったときは徴収しない。

#### (4) 地方譲与税の概要

譲与税制度は、実質的には地方団体の財源とされており、課税上の便宜その他の事情から徴収事務を国が代行しているにすぎないものである。したがって、譲与に当たつては、全地方団体に一律的な客観的な標準によって配分する。  
（建前として）

税目	譲与総額	譲与の基準	譲与の時期	譲与すべき額	用途	譲与対象団体
地方道路税譲与	都道府県及び指定市による地方道路法に相当する地方道に相当する額の収入額	都道府県道等延長 （ $\frac{43}{100} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等延長}}{\text{全国都道府県道等延長}}$ ） + （ $\frac{43}{100} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等面積}}{\text{全国都道府県道等面積}}$ ） = 譲与額 ただし、前年度が地方交付税不交付の団体については、上記譲与額から財源超過額の10分の2相当額（当該相当年間の2の額とすると、該年3分の2の額を超えるときは、当該3分の2の額とする。）を控除した金額とする。	6月 11月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から5月までの間の収入額 当該年度の初日の属する年の6月から10月までの間の収入額 当該年度の初日の属する年の11月から翌年の2月までの間の収入額	道路に関する費用に充てる。 道路に関する費用に充てる。 道路に関する費用に充てる。	都道府県及び指定市
石油ガス税譲与	石油ガス税法による石油ガスの2分の1に相当する額	石油ガス等延長 （ $\frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等延長}}{\text{全国都道府県道等延長}}$ ） + （ $\frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等面積}}{\text{全国都道府県道等面積}}$ ） = 譲与額 空港関係都道府県に対し譲与税額の5分の1に相当する額に3分の1の額を一一定の額をあん分する。	6月 11月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から5月までの間の収入額 当該年度の初日の属する年の6月から10月までの間の収入額 当該年度の初日の属する年の11月から翌年の2月までの間の収入額	同上	都道府県
航空機燃料税譲与	航空機燃料税法による航空機燃料税の収入額の2分の1に相当する額	航空機燃料税法による航空機燃料税の収入額の2分の1に相当する額 空港関係市町村に対し譲与税額の5分の1に相当する額に3分の1の額を一一定の額をあん分する。	9月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から8月までの間の収入額 当該年度の初日の属する年の9月から翌年の2月までの間の収入額	航空機の騒音による障害及びその備合で、その他の空港周辺の政令に定めに関する規定に充てる。	都道府県 市町村

## (その)2)

税目	譲与総額	譲与の基準	譲与の時期	譲与すべき額	用途	譲与対象団体
自動車重量税 量譲与税	自動車重量税法による自動車重量税の収入に相当する額の4分の1に相当する額	各市町村の区域内に存する市町村道（特別区道を含む。）の延長及び面積である額は道路の延長で、他の2分の1の額は道路の面積の1分の1に相当する額	6月 11月	当該年度の初日の属する年の2月から4月までの間の収納に係る自動車重量税の収入の4分の1に相当する額の初日の属する年の5月から9月までの間の収納に係る自動車重量税の収入の4分の1に相当する額の4分の1に相当する額の4分の1に相当する額	道路に関する費用に充てる。	市町村（特別区を含む。）
特別とん税 譲与税	特別とん税法による特別とん税の収入額	開港（特別とん税法第2条（定義）による開港（以下同じ。）に係る港湾施設所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額）	3月	当該年度の初日の属する年の10月から翌年1月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の4分の1に相当する額	開港に係る港湾施設を有する市町村で自治大臣の指定するも	本県（川崎市、横浜市、横須賀市）

## (5) 地方交付税の概要

地方自治の建前からすれば、地方団体は、当該地方団体の税収入によって財政需要が充足されることが最も望ましい。しかし、すべての地方団体が、それぞれの税収入をもって財政需要を完全に賄い得るのでなく、いわゆる税源の地域的不均衡は不可避である。したがって、どの地方団体においても、行政経費を賄うのに必要な財源が確保されようが保障しならない。

地方交付税は、財源調整制度であり、しかも戦後はむしろ財源確保の面に重点を置いていた制度となっている。

このため地方交付税は、各地方団体の標準的な財政需要額と標準的な財政収入額を算定し、その差額を財源不足額として国から補てんするため交付されるものである。

なお、地方交付税は、地方自治の本旨にかんがみ、用途に制限はない。

ア 地方交付税の総額

イ 地方交付税の種類

（ア）普通交付税 交付税額の94%相当額

（イ）特別交付税 “の6%相当額

ウ 算定の方法

（ア）普通交付税 基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（財源不足額）。ただし、この額が普通交付税の総額を超過する場合は次の算式によって算定した額

$$\text{当該地方団体の財源不足額} - \frac{\text{当該地方団体の基準財政需要額} \times \text{基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体の基準財政需要額の合算額}}{\text{財源不足額の合算額}-\text{普通交付税の総額}}$$

- （イ）特別交付税
- a 基準財政収入額の算定に当たつて著しく過大に算定された財政収入があること。
- b 基準財政需要額があること。
- c 交付税額算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があること。
- 等により普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対してのみ交付する。
- エ 交付の時期等
- オ 基準財政需要額がその目的を達成するために合理的かつ妥当な水準において行政を行う場合に要する経費のうち、補助金、負担金、使用料、手数料等の特定収入を財源とする部分を除いたものの所要額をいう。
- その算定は、地方行政を土木費、教育費等の行政項目に分け、それぞれの行政に要する経費を測定するために定められた測定単位当たり費用を乗じて算定する。

## (6) 県税の税率の変遷（5年間）

年 度		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
税目	均等割 所得割 均等割 法人税割 子割	700円 2% 4% 800,000円～ 20,000円 ※6% 5%	1,000円 2% 4% 800,000円～ 20,000円 ※5.8% 5%	1,000円 2% 3% 800,000円～ 20,000円 ※5.8% 5%	1,000円 2% 3% 800,000円～ 20,000円 ※5.8% 5%	1,000円 2% 3% 800,000円～ 20,000円 ※5.8% 5%
県民税	個人 法人 利子					
個人事業人	第1種 第2種 第3種(次のものを除く。) 第3種事業のうち、助産婦業、あん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業 事業主控除 所得のうち400[350]万円以下の金額 所得のうち400[350]万円超800[700]万円以下の金額 所得のうち800[700]万円超の金額及び清算所得 年所得400[350]万円以下 年所得400[350]万円超及び清算所得	5% 4% 5% 3% 2,700,000円 ※6.3% ※9.45% ※12.6% ※6.3% ※8.4%	5% 4% 5% 3% 2,700,000円 ※6.3% ※9.45% ※12.6% ※6.3% ※8.4%	5% 4% 5% 3% 2,700,000円 ※6.3% ※9.45% ※12.6% ※6.3% ※8.4%	5% 4% 5% 3% 2,700,000円 ※5.88% ※8.82% ※11.55% ※5.88% ※7.875%	5% 4% 5% 3% 2,900,000円 ※5.88<5.25>% ※8.82<7.665>% ※11.55<10.08>% ※5.88<5.25>% ※7.875<6.93>%
地方消費税	—	—	—	消費税額の25% (平成9年4月1日実施)	消費税額の25%	消費税額の25%
不動産取得税		4% 3%	4% 3%	4% 3%	4% 3%	4% 3%
県たばこ税	1,000本につき1,129円(旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき536円)	1,000本につき1,129円(旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき536円)	1,000本につき692円(旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき329円)	1,000本につき692円(旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき329円)	1,000本につき868円(旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき413円)	
ゴルフ場利用税	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円
特別地方消費税	料理店、キャバレー、カフェ・バー、飲食店 免 税 点 旅 館(飲食、宿泊 免 税 点	3% 7,500円 3% 15,000円	3% 7,500円 3% 15,000円	3% 7,500円 3% 15,000円	3% 7,500円 3% 15,000円	3% 7,500円 3% 15,000円

備考1 ※印については、不均一課税が適用される。

2 [ ]書きの適用対象所得は、平成10年3月31日以前に開始した事業年度分及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用される。

3 <>書きの税率は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用される。

4 不動産取得税の3%は、平成13年6月30日までの住宅の取得について適用される。

税目	年 度		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
	自 動 車	車 税					
乗用車	1 ℥以下	円	7,500~ 29,500	7,500~ 29,500	7,500~ 29,500	7,500~ 29,500	7,500~ 29,500
	1 ℥超 1.5 ℥以下	円	8,500~ 34,500	8,500~ 34,500	8,500~ 34,500	8,500~ 34,500	8,500~ 34,500
	1.5 ℥超 2 ℥以下	円	9,500~ 39,500	9,500~ 39,500	9,500~ 39,500	9,500~ 39,500	9,500~ 39,500
	2 ℥超 2.5 ℥以下	円	13,800~ 45,000	13,800~ 45,000	13,800~ 45,000	13,800~ 45,000	13,800~ 45,000
	2.5 ℥超 3 ℥以下	円	15,700~ 51,000	15,700~ 51,000	15,700~ 51,000	15,700~ 51,000	15,700~ 51,000
	3 ℥超 3.5 ℥以下	円	17,900~ 58,000	17,900~ 58,000	17,900~ 58,000	17,900~ 58,000	17,900~ 58,000
	3.5 ℥超 4 ℥以下	円	20,500~ 66,500	20,500~ 66,500	20,500~ 66,500	20,500~ 66,500	20,500~ 66,500
	4 ℥超 4.5 ℥以下	円	23,600~ 76,500	23,600~ 76,500	23,600~ 76,500	23,600~ 76,500	23,600~ 76,500
	4.5 ℥超 6 ℥以下	円	27,200~ 88,000	27,200~ 88,000	27,200~ 88,000	27,200~ 88,000	27,200~ 88,000
	6 ℥超	円	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000
税	トラック	營業用	6,500~ 90,600	6,500~ 90,600	6,500~ 90,600	6,500~ 90,600	6,500~ 90,600
	(けん引車及自家用 び被けん引 車以外のも の)		8,000~122,400	8,000~122,400	8,000~122,400	8,000~122,400	8,000~122,400
	バス	一般乗合用	12,000~ 29,000	12,000~ 29,000	12,000~ 29,000	12,000~ 29,000	12,000~ 29,000
		その他営業用	26,500~ 64,000	26,500~ 64,000	26,500~ 64,000	26,500~ 64,000	26,500~ 64,000
		自家用	33,000~ 83,000	33,000~ 83,000	33,000~ 83,000	33,000~ 83,000	33,000~ 83,000
	三輪の小型自動車		3,900~ 6,000	3,900~ 6,000	3,900~ 6,000	3,900~ 6,000	3,900~ 6,000
	砂鉱を目的としない鉱区						
	石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉱区	試掘鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	400円	400円	400円	400円	400円
	砂鉱を目的とする鉱区(河床でないもの)		上記税率の3分の2	上記税率の3分の2	上記税率の3分の2	上記税率の3分の2	上記税率の3分の2
狩獵者登録税	1 甲、乙種狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	2 1の免許登録を受ける者で県民税の所得割額を納付することを要しないもの		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
	3 丙種狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者		3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
	固定資産税		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
自動車取得税			3%	3%	3%	3%	3%
			5%	5%	5%	5%	5%
軽油引取税	軽油引取税		32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
	1 甲、乙種狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者		6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	2 丙種狩獵者に係る狩獵者の登録を受ける者		2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円

備考1 自動車取得税の5%は、平成15年3月31日までの自家用自動車の取得について適用される。

2 軽油引取税の32,100円は、平成15年3月31日までの軽油の引取り等について適用される。

(7) 租税の納期一覧表（平成11年度）

ア 期限の定めのあるもの

月別	国 税	県 税	市 町 村 税
4月		固定資産税（第1期）	固定資産税（第1期）、都市計画税（第1期） 軽自動車税
5月		自動車税、鉱区税	-
6月		個人県民税（第1期）	市町村民税（個人）（第1期）
7月		固定資産税（第2期）	固定資産税（第2期）、都市計画税（第2期）
8月	所得税（予定納税） (第1期)	個人事業税（第1期）、 個人県民税（第2期）	市町村民税（個人）（第2期）
10月	地価税	個人県民税（第3期）	市町村民税（個人）（第3期）
11月	所得税（予定納税） (第2期)	個人事業税（第2期）	
12月		固定資産税（第3期）	固定資産税（第3期）、都市計画税（第3期）
1月		個人県民税（第4期）	市町村民税（個人）（第4期）
2月		固定資産税（第4期）	固定資産税（第4期）、都市計画税（第4期）
3月	所得税（確定申告）、 贈与税、消費税（個人事業者）、地価税		

備考 地価税は、当分の間課税が停止されている。

イ その他のもの

国 税	県 税	市 町 村 税	納 期
法 人 税 消 費 税	法 人 県 民 税 法 人 事 業 税	法 人 市 町 村 民 税 事 業 所 税	原則として事業年度終了後2月以内
相 続 税			相続の事実を知った日の翌日から10月以内
酒 税 た ば こ 税 た ば こ 特 別 税 揮 発 油 税 地 方 道 路 税 航 空 機 燃 料 税	特 別 地 方 消 費 税 軽 油 引 取 税 県 た ば こ 税	市 町 村 た ば こ 税	翌月の末日
	県 民 税 利 子 割		翌月の10日
	ゴルフ場利用税		翌月の15日
	自 动 車 取 得 税		陸運支局に登録又は届出の時に申告納付
自 动 車 重 量 税			陸運支局に検査証の交付等又は車両番号の 指定を受ける時までに印紙納付
	鉱 产 税 入 湯 税 水 利 地 益 税 共 同 施 設 税 宅 地 開 発 税 国民健康保険税	税 税 税 税 税 税	(本県には税目をおこしている市町村なし) 市町村の条例に定める日 (本県には税目をおこしている市町村なし) " " 市町村の条例に定める日